

告 示

埼玉県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里西部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	山下 博一	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二
同	相川 傳吉	同 同 五明五百五十五番地二
同	相川 均	同 同 長浜千二百九十三番地
同	飯塚 昭	同 同 五明七十六番地二
同	飯塚 誠	同 同 五百六十三番地
同	飯塚 一幸	同 同 勅使河原千四百十六番地
同	内田 登	同 同 五明六百九十三番地三
同	生方 積	同 同 勅使河原千三百四十番地
同	笠原 隆	同 同 長浜千三百二十九番地
同	金井 明人	同 同 五明九百五十六番地
同	川田 憲男	同 同 藤木戸二十五番地三
同	齊藤 崇	同 同 十三番地
同	坂本 俊雄	同 同 長浜千四百八十六番地
同	清水 福次	同 同 勅使河原二千十一番地
同	立石 洋行	同 同 長浜千三百六十二番地
同	並木 孝夫	同 同 勅使河原千八百七十七番地
同	美澤 俊則	同 同 帯刀四百七十番地
同	横堀 孝	同 同 五明二十五番地一
監事	安藤 正美	同 同 三百番地
同	金井 洋子	同 同 七百三十二番地一
同	川浦 政美	同 同 六百十六番地
同	長谷川 文男	同 同 長浜千八十四番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	山下 博一	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二

理事	相川岩雄	埼玉県児玉郡上里町大字長浜千三百十五番地
同	飯塚一幸	同 勅使河原千四百十六番地
同	一ノ瀬祐一	同 五明百五十番地三
同	入文隆	同 同 七百六十八番地
同	生方積	同 勅使河原千三百四十番地
同	金井明人	同 五明九百五十六番地
同	金井武司	同 同 七百三十二番地一
同	川田種利	同 藤木戸十番地
同	齊藤崇	同 同 十三番地
同	坂本俊雄	同 長浜千四百八十六番地
同	清水福次	同 勅使河原二千十一番地
同	鈴木安義	同 長浜千二百二番地
同	立石洋行	同 同 千三百六十二番地
同	並木孝夫	同 勅使河原千八百七十七番地
同	橋本充由	同 五明二百九十六番地
同	美澤俊則	同 帶刀四百七十番地
同	吉田昭一	同 五明五百五十九番地一
監事	相川傳吉	同 同 五百五十五番地二
同	飯塚昭	同 同 七十六番地二
同	長谷川文男	同 同 長浜千八十四番地一
同	馬場弘次	同 同 勅使河原八百四十二番地